

【第1号議案】

現役員の任期変更（短縮）及び規約の一部改正について

（公社）北海道社会福祉士会十勝地区支部の役員任期に関して次のとおり変更（短縮）し、規約の一部改正についてご提案いたします

<変更理由>

現在、十勝地区支部における役員の任期の期間（年度）と、北海道社会福祉士会理事の任期の期間（年度）が異なる状態（道の各種委員会委員の任期も理事と同じ）になっています。それぞれ任期は2年と共通であるものの、改選時期が異なっており、平成31年度には道理事の役員改選、翌32年度は十勝地区支部の役員改選と異なる改選スケジュールになっています。

以上のことから、「道の理事として活動してみたいけれど、十勝の役員任期が残っているため出づらい」、「道の委員を引き継いでお願いしたい人がいるが、十勝の役員も併行して担えた方が活動しやすいので、お願いするタイミングが難しい」、「この先数年の十勝地区支部の運営体制を、北海道社会福祉士会の状況も鑑みながら考えることが難しい」といった状況が生じています。

こうした状況を解消し、出来る限り速やかに、（公社）北海道社会福祉士会と十勝地区支部が一体的に調和と運動をもって組織体制を構築するために、北海道社会福祉士会の理事改選のあるこのタイミングで、現役員の任期を短縮し、規約の一部を改正するものです。

現役員任期	変更後役員任期（案）
平成29年度決算全体会（平成30年5月）から平成31年度決算全体会（平成32年5月）まで（2年間）	平成29年度決算全体会（平成30年5月）から公益社団法人北海道社会福祉士会役員の直近の任期満了日まで（平成31年5月中の予定、1年間）

本地区支部規約について、以下のとおり変更する。

現行規約	変更規約（案）
第10条 役員の任期は2年とする。 ただし、再任は妨げない。 2 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。	第10条 役員の任期は選任後2年以内とする。 ただし、再任は妨げない。 2 補充により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員の任期は、公益社団法人北海道社会福祉士会役員の任期に準じる。 <附則> この規約は、平成30年12月15日から施行する。 施行時に就任している役員の任期は、公益社団法人北海道社会福祉士会役員の直近の任期満了日までとする。